

村山市国土強靭化地域計画

**令和3年 3月 策定
令和5年 6月 改定
村山市**

【目 次】

I はじめに	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
II 国土強靭化の基本的な考え方	
1 本市における国土強靭化の理念	2
2 基本目標	2
3 強靭化を推進する上での基本的な方針	2
4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）	3
III 脆弱性評価	
1 脆弱性評価の考え方	5
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3 評価の実施手順	7
4 評価の結果	7
IV 強靭化に向けた施策推進方針	
1 施策推進方針の整理	8
2 施策分野ごとの施策推進方針	8
(1)行政機能（消防含む）	9
(2)危機管理	11
(3)建築住宅	14
(4)交通基盤	16
(5)県土保全	18
(6)保健医療・福祉	19
(7)ライフライン・情報通信	20
(8)産業経済	22
(9)農林水産	23
(10)環境	24
(11)リスクコミュニケーション	25
V 計画の推進	
1 計画の推進管理	27
2 計画の見直し	27
【別表1】 脆弱性評価結果	28
【別表2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針	47
【別表3】 個別事業一覧	63

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

国においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

山形県では、国の基本計画を踏まえ、平成28年3月に県土強靱化に係る本県の指針となるものとして、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定している。

本市においても、令和2年7月豪雨のような大規模自然災害が、今後も頻発することが想定されることから、市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な村山市」に向けたまちづくりを推進するため、「村山市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

II 国土強靭化の基本的な考え方

1 本市における国土強靭化の理念

本市における国土強靭化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずして最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靭化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図されること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3 強靭化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靭化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靭化の取組み姿勢

- 本市の強靭性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本市の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市、市民、民間事業者、NPOなどの関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常に防災・減災等の効果を發揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 市民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI^{*}の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。

^{*}PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。

- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 都市部と比較して高い高齢化率、全国有数の豪雪地域であることなど、本市の特性に応じた取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靭化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靭化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靭化を実効あるものとするため、政府の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、山形盆地断層帯による地震や、台風、近年全国で多発している大雨による洪水や土砂災害、大雪による雪害など、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらすおそれのある市外における大規模自然災害についても、国土全体の強靭化の観点から、対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

市内／ 市外	自然災害の種類		想定する規模等
市内	大規模地震	内陸型	M7～8 程度、最大震度 7 程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模 土砂災害	記録的大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的大暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
市外	大規模地震		南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震（東日本大震災クラス）など、他県で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等

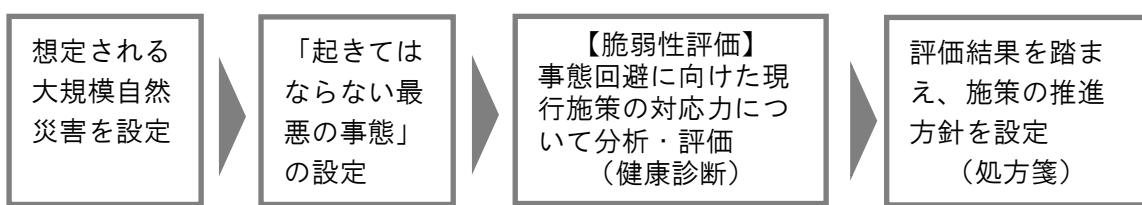
III 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、国土強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国や県が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本市の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標（8）	起きてはならない最悪の事態（31）	
1 大規模な自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模な自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模な自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模な自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模な自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模な自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能停止
	6-2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模な自然災害発生直後でも、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 評価の実施手順

設定した3.1の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など市以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

IV 強靭化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策を検討・整理するとともに、それを各課等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

(「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。)

○ 施策分野

- (1)行政機能（消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、
- (4)交通基盤、(5)国土保全、(6)保健医療・福祉、
- (7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、
- (11)リスクコミュニケーション

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

1 行政機能（消防含む）

住宅・建築物等の耐震化の促進(建設課)

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進(防災対策課、学校教育課)

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の見直しにあたって、必要となる施設や設備整備を行う。
- 避難所の機能強化のため、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(政策推進課、財政課)

- 市庁舎等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(政策推進課、財政課)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

消防団員の確保(消防本部)

- 社会構造の変化、人口減少により消防団員の確保が困難になっている。このため、分団内の部・班を統廃合し、消防団の組織再編を検討しながら機動力の維持を図る。
- 入退団の状況を注視しながら、今後は災害時に限定した機能別団員を含めて消防団員を確保していく。

通信指令施設の維持管理(消防本部)

- 計画的な通信指令施設の整備や、適切な維持管理を行う。
- 非常時、緊急時の通信確保については、様々な代替手段も含めて検討を行い、平常時から備える。

災害時における住民への情報伝達の強化(総務課、防災対策課)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線は整備済みだが、難聴地域等の調査を進め解消に努める。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災対策課)

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を行う。

食料等の備蓄(防災対策課)

- 家庭における備蓄については、最低3日分の食料と飲料水の備蓄を働きかけている。引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 自主防災組織の備蓄については、取組みにはらつきがあることから、引き続き一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災対策課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(消防本部)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設は、より一層の耐震化及び耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設は、計画的に更新する。
- 災害時の活動拠点となるほか、年を通して使用できるドクターヘリ等のヘリポートを併設した消防庁舎整備の促進を図る。

大規模災害時の消防力の確保(消防本部)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

緊急消防援助隊派遣時の市内消防力の低下防止(消防本部)

- 他県で発生する大規模災害時に村山市消防本部の部隊を派遣することになった場合でも、市内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、広域応援協定等に基づいた訓練の実施や関係機関（自衛隊・警察等）との連携体制等の構築等により、消防力の確保を図る。

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(防災対策課、財政課)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両への燃料供給の確保を図る。

庁舎等の維持管理等の推進(財政課、政策推進課)

- 庁舎等の不特定多数が集まる施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

業務継続に必要な体制の整備(防災対策課)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に村山市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「村山市業務継続計画」を早期に策定し検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

I T 部門における業務継続体制の整備(政策推進課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの I C T - B C P (情報システムの業務継続計画) を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、I C T - B C P の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- I C T - B C P の策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。

災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進(財政課)

- 災害時に防災拠点となる庁舎は耐震化を終了しているが、その他の庁舎等の耐震化を一層促進する。

通信指令施設の電力喪失対策(消防本部)

- 電力供給の停止及び119番回線の確保に備え、電話事業者による非常用電源設備整備の促進を図る。

災害情報伝達手段の確保(総務課、防災対策課)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート※)、緊急速報メールの活用を促進する。また、S N S等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※Lアラート・・・災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット等の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効果的に情報提供を行うもの

N B C 災害対策用資機材の充実(消防本部)

- N B C 災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるN B C 災害対策用資機材の充実を図る。

<目標指標>

- ・住宅の耐震診断戸数累計 H30 205件 → R6 247件
- ・学校施設の長寿命化 H30 0校 → R6 2校
- ・市ホームページ訪問者数 H30 386,968件 → R6 446,968件

2 危機管理

避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進(防災対策課、学校教育課)

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の見直しにあたって、必要となる施設や設備整備を行う。
- 避難所の機能強化のため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(政策推進課、財政課)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

洪水ハザードマップの利活用の促進(防災対策課)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードを掲載した防災マップをR1に全戸配布しているが、利活用の周知を図っていく。

避難指示等の具体的な発令基準の策定(防災対策課)

- 洪水時の市民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き対象河川すべてに係る避難指示等の具体的な発令基準について、国の指針に合わせ見直しを適時行う。

タイムラインの運用(防災対策課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災対策課、建設課)

- 土砂災害ハザードを掲載した防災マップをR1に全戸配布しているが、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。
- 土砂災害の危険度が高い、がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯を増やし、危険住宅の解消を促進する。

土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定(防災対策課)

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難指示等の発令基準について、国の指針に合わせ見直しを適時行う。

豪雪災害時の災害救助法の適用(防災対策課)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

災害時における住民への情報伝達の強化(総務課、防災対策課)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線は整備済みだが、難聴地域等の調査を進め解消に努める。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災対策課)

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を行う。

自主防災組織の育成強化等(防災対策課)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について活動を支援する。

- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災対策課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

「道の駅」の防災拠点化の推進(防災対策課、政策推進課)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災対策課)

- N P O やボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、N P O やボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

孤立危険性のある集落との通信手段

及びヘリコプター離着陸可能場所の定期的な確認(防災対策課)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えた、非常用通信設備の導通確認や訓練を定期的に行う。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の定期的な確認を行う。

自衛隊と警察との連携強化(防災対策課)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(防災対策課、財政課)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両への燃料供給の確保を図る。

業務継続に必要な体制の整備(防災対策課)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に村山市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「村山市業務継続計画」を早期に策定し検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

災害情報伝達手段の確保(総務課、防災対策課)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メールの活用を促進する。また、S N S 等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進(農林課)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備

(総務課、防災対策課、建設課、農林課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

地域コミュニティの維持(政策推進課)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、地域と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

被災者生活再建支援制度の拡充(防災対策課)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

<目標指標>

- ・学校施設の長寿命化 H30 0校 → R6 2校
- ・がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯累計
H30 除却1 移転1 → R6 除却4 移転3
- ・防災士資格の取得 H30 1人 → R6 10人
- ・市ホームページ訪問者数 H30 386,968件 → R6 446,968件
- ・地域活動推進交付金を活用したまちづくり協議会の新規自主事業数
H30 6事業 → R6 6事業"

3 建築住宅

住宅・建築物等の耐震化の促進(建設課)

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

公営住宅の耐震化の促進(建設課)

- 市内の公営住宅については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・

更新を行う。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進(建設課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

市営住宅の老朽化対策の推進(建設課)

- 市営住宅について計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

空き家対策の推進(政策推進課、まち整備課)

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、県等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

家具の転倒防止対策の推進(防災対策課)

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

大規模盛土造成地対策の推進(建設課)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、県と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、市民に対して情報提供を行う。

庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(政策推進課、財政課)

- 市庁舎等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(政策推進課、財政課)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

(建設課、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課、保健課、商工観光課)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設については、耐震診断結果に基づく対応や施設の維持管理方法等について検討する。
- 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定保育園等の施設について、耐震化が完了していない私立施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施、公立施設については、計画的な耐震化に取組む。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が

多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。

- 施設については医療救護所等の機能をふまえて施設のあり方について検討する必要がある。

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進(防災対策課、商工観光課)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進(財政課)

- 災害時に防災拠点となる庁舎は耐震化を終了しているが、その他の庁舎等の耐震化を一層促進する。

<目標指標>

- ・住宅の耐震診断戸数累計 H30 205件 → R6 247件
- ・危険空き家等の改善件数 H30 2件 → R6 35件
- ・学校施設の長寿命化 H30 0校 → R6 2校
- ・スポーツ施設の長寿命化 R2 0施設 → R6 5施設

4 交通基盤

緊急輸送道路等の整備(建設課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、雪崩・防雪施設、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。
- 救急救援活動等に重要な国道13号と国道347号を結ぶ東西の道路整備を推進する。

街路・都市施設の整備(建設課、まち整備課、防災対策課)

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

暴風雪時における的確な道路管理の推進(建設課)

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

道路の防雪施設の整備(建設課)

- 各道路管理者（国、県、市町村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

道路の除雪体制等の確保(建設課)

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を行う。

「道の駅」の防災拠点化の推進(防災対策課、政策推進課)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る。

緊急輸送道路等の確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、避難所までの道路整備、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。

孤立集落アクセスルートの確保(建設課)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。

高速道路及び地域高規格道路等の整備(建設課、政策推進課)

- 大規模災害時に市内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、市内外を結ぶ高速道路や国道、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進(建設課)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

奥羽・羽越新幹線の整備(政策推進課)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

鉄道施設の耐震化・防災対策の促進(建設課)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、あらかじめ鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

地方航空ネットワークの維持・拡大(政策推進課)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。

路線バス等地域公共交通の確保(市民環境課、建設課)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

<目標指標>

- ・都市計画道路の整備率 H30 62.1% → R6 65.1%
- ・消雪ポンプの更新数 H30 31/60箇所 → R6 49/60箇所
- ・橋りょう長寿命化のための修繕橋りょう数（累計） H30 5橋 → R6 13橋
- ・道路・橋りょう維持管理上の事故件数 H30 2件 → R6 0件

5 県土保全

治水対策の推進(建設課)

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、県と連携し重点整備区間を設定し河川改修等を行うなど、治水効果の早期発現を図る。

河川管理施設の維持管理(建設課)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 治水ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う。

- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

都市部における内水浸水対策の促進(建設課、水道課)

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、必要な施設整備等を促進する。

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災対策課、建設課)

- 砂災害ハザードを掲載した防災マップを R1 に全戸配布しているが、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備に対する整備を強化する。
- 土砂災害の危険度が高い、がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯を増やし、危険住宅の解消を促進する。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備

(総務課、防災対策課、建設課、農林課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

<目標指標>

- ・がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯累計

H30 除却 1 移転 1 → R6 除却 4 移転 3

6 保健医療、福祉

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災対策課)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

医療機関での非常時対応体制の整備(防災対策課、保健課)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

ドクターへリの活用による救急医療体制の充実(保健課、消防本部)

- 災害時発生時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保を推進する。

医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進(防災対策課、福祉課)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備(防災対策課、福祉課)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、福祉版DMA Tにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

防疫対策の推進(防災対策課、保健課)

- 平時から、災害発時における速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

7 ライフライン・情報通信

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災対策課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進(水道課)

- 水道施設の耐震化率は全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

応急給水体制などの整備(水道課)

- 給水拠点の確保のための応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

孤立危険性のある集落との通信手段

及びヘリコプター離着陸可能場所の定期的な確認(防災対策課)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えた、非常用通信設備の導通確認や訓練を定期的に行う。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の定期的な確認を行う。

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(防災対策課、財政課)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両への燃料供給の確保を図る。

IT部門における業務継続体制の整備(政策推進課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- ICT-BCPの策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。

情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(防災対策課)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備の促進を促す。

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(総務課、防災対策課)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

エネルギー供給事業者との連絡強化(防災対策課、財政課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制を確認し、事業者との連絡体制を強化する。

再生可能エネルギーの導入拡大(市民環境課)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、災害リスクに対応した、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進(水道課)

- より実効性のある下水道BCP及び下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進し、下水道施設の耐震化・耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(水道課)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

合併処理浄化槽への転換促進(水道課)

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市生活排水処理基本計

画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

<目標指標>

- ・水道管路の耐震適合率 H30 24.2% → R6 27.4%
- ・生活排水処理施設普及率 H30 91.1% → R7 91.6%

8 産業経済

応急給水体制などの整備(水道課)

- 給水拠点の確保のための応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

企業の事業継続計画（B C P）の策定促進(商工観光課、防災対策課)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするために、市内企業におけるB C P策定を促進する。

リスク分散を重視した企業誘致等の推進(商工観光課)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

エネルギー供給事業者との連絡強化(防災対策課、財政課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制を確認し、事業者との連絡体制を強化する。

再生可能エネルギーの導入拡大(市民環境課)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、災害リスクに対応した、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

風評被害等による地域経済等への甚大な影響(防災対策課)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

9 農林水産

災害時における生鮮食料品の安定供給(商工観光課、農林課)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備を行う。また、災害時においても業務継続できる体制の確立を図る。

食料生産基盤の整備(農林課)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進(農林課)

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(水道課)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進(農林課)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進(農林課)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

治山施設等の土砂災害対策の推進(農林課)

- 山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

10 環境

下水道に係る業務継続計画（B C P）策定・施設耐震化等の推進(水道課)

- より実効性のある下水道B C P及び下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進し、下水道施設の耐震化・耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(水道課)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

合併処理浄化槽への転換促進(水道課)

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市生活排水処理基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

有害物質の拡散・流出防止対策の推進(市民環境課)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

危険物施設の耐震化の促進(消防本部)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(消防本部)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

災害廃棄物処理計画の策定(市民環境課)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

<目標指標>

- ・生活排水処理施設普及率 H30 91.1% → R7 91.6%

11 リスクコミュニケーション

暴風雪時における的確な道路管理の推進(建設課)

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

雪下ろし事故を防止するための注意喚起(防災対策課)

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

自主防災組織の育成強化等(防災対策課、消防本部)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災

活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について活動を支援する。

- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

防災教育の充実(防災対策課、学校教育課)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、市報や防災マップ、ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発について、引き続き、啓発内容の充実等を図る。
- 防災教育指導者研修会を開催するほか、民間団体等における防災教育の取組みを周知するなど、防災教育の充実を図る。

防災訓練の充実(消防本部、防災対策課)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続きより多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

災害時の要配慮者支援の促進(福祉課)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する。

食料等の備蓄(防災対策課)

- 家庭における備蓄については、最低3日分の食料と飲料水の備蓄を働きかけている。引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 自主防災組織の備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災対策課)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

建設関係団体との連携強化(防災対策課、建設課)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

復旧・復興を担う人材の育成(建設課、商工観光課)

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コ

一ディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の育成支援を行う。

- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

◇<目標指標>

- ・防災士資格の取得 H30 1人 →R6 10人

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管課等を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画や県計画との整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、村山市総合計画や施策の進捗状況、国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靭化に係る指針となることから、国土強靭化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

【別表1】脆弱性評価結果

1 行政機能（消防含む）	
住宅・建築物等の耐震化の促進(建設課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、全国平均に比べ遅れており、耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。	
避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進(防災対策課、学校教育課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 指定避難所が設定されているが、災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しにあたって必要となる施設や設備整備を行う等の早急な対応が必要である。○ 避難所の機能強化のため、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。	
庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(政策推進課、財政課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 市庁舎等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。	
被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(政策推進課、財政課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帶上）内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。	
消防団員の確保(消防本部)	
<ul style="list-style-type: none">○ 社会構造の変化、人口減少により、消防団員の不足が懸念される。消防団組織再編の検討を含め、災害時のみ出動する機能別団員も検討する必要がある。	
通信指令施設の維持管理(消防本部)	
<ul style="list-style-type: none">○ 通信指令施設の機械設備が水没し、機能不全に陥るおそれがあり、指揮命令系統、情報伝達が遮断され救急救助活動に遅れが生じる可能性がある。	
災害時における住民への情報伝達の強化(総務課、防災対策課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要がある。その手段として非常に有効な同報系防災行政無線について市では整備済みであるが、難聴地区等の解消を促進する必要がある。	
災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災対策課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを活用している。	

食料等の備蓄(防災対策課)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭における備蓄については、市民に対して最低3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。 ○ 自主防災組織における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する必要がある。 ○ 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災対策課)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(消防本部)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に防災拠点となる消防関係施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。
大規模災害時の消防力の確保(消防本部)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。
緊急消防援助隊派遣時の市内消防力の低下防止(消防本部)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 他県で発生する大規模災害時に村山市消防本部の部隊を派遣することになった場合、市内の災害に対応すべき消防力の低下が懸念される。このため、広域応援協定に基づく訓練の実施や関係機関（自衛隊・警察等）との連携を構築して実効性を確保する必要がある。
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(防災対策課、財政課)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないよう石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両へ供給する燃料を確保する必要がある。
庁舎等の維持管理等の推進(財政課、政策推進課)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎等の不特定多数が集まる施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
業務継続に必要な体制の整備(防災対策課)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に村山市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「村山市業務継続計画」を早期に策定し検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める必要がある。

I T部門における業務継続体制の整備(政策推進課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの I C T – B C P（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、I C T – B C P の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。
- I C T – B C P の策定率は、全国水準下回っており、本市における I C T – B C P の策定を促進する必要がある。また、市町村の基幹系業務システムにおけるクラウド技術の導入率は、全国平均を上回っているものの、災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する必要がある。

災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進(財政課)

- 災害時に防災拠点となる庁舎は耐震化を終了しているが、その他の庁舎等の耐震化を一層促進する必要がある。

通信指令施設の電力喪失対策(消防本部)

- 通信指令施設の不具合により、災害地点からの情報伝達が遮断され、消防活動に支障がでる可能性がある。

災害情報伝達手段の確保(総務課、防災対策課)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート※)、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、S N S 等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

※Lアラート・・・災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット等の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効果的に情報提供を行うもの

N B C災害対策用資機材の充実(消防本部)

- N B C災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるN B C災害対策用資機材の充実を図る必要がある。

<現状指標>

- ・住宅の耐震診断戸数累計 H30 205 件
- ・学校施設の長寿命化 H30 0 校
- ・市ホームページ訪問者数 H30 386,968 件

2 危機管理

避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進(防災対策課、学校教育課)

- 指定避難所が設定されているが、災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の見直しにあたって必要となる施設や設備整備を行う等の早急な対応が必要である。
- 避難所の機能強化のため、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(政策推進課、財政課)

- 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上）内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

洪水ハザードマップの利活用の促進(防災対策課)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップの利活用の取組みを促進する必要がある。

避難指示等の具体的な発令基準の策定(防災対策課)

- 洪水時の市民の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難指示等の具体的な発令基準を予め策定しているが、引き続き、対象河川すべてに係る避難指示等の具体的な発令基準の国指針に合わせた見直し等を適時行う必要がある。

タイムラインの運用(防災対策課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災対策課、建設課)

- 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。
- 土砂災害の危険度が高い、がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯を増やす必要がある。

土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定(防災対策課)

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難指示等の具体的な発令基準の見直しを促進する必要がある。

豪雪災害時の災害救助法の適用(防災対策課)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

災害時における住民への情報伝達の強化(総務課、防災対策課)

- 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線について市では整備済みであるが、難聴地区等の解消を促進する必要がある。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災対策課)
○ 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを活用している。
自主防災組織の育成強化等(防災対策課)
○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、引き続き、活動の活性化を促進する必要がある。 ○ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災対策課)
○ 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
「道の駅」の防災拠点化の推進(防災対策課、政策推進課)
○ 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る必要がある。
災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災対策課)
○ N P Oやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある
孤立危険性のある集落との通信手段及びヘリコプター離着陸可能場所の定期的な確認(防災対策課)
○ 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えた非常用通信設備の導通確認や訓練を促進する必要がある。 ○ 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の定期的な確認を行う必要がある。
自衛隊と警察との連携強化(防災対策課)
○ 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(防災対策課、財政課)
○ 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両へ供給する燃料を確保する必要がある。

業務継続に必要な体制の整備(防災対策課)
○ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に村山市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「村山市業務継続計画」を早期に策定し検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める必要がある。
災害情報伝達手段の確保(総務課、防災対策課)
○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。
ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進(農林課)
○ ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。
土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(総務課、防災対策課、建設課、農林課)
○ 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。
地域コミュニティの維持(政策推進課)
○ 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。
被災者生活再建支援制度の拡充(防災対策課)
○ 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

<現状指標>

- ・学校施設の長寿命化 H30 0 校
- ・がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯累計 H30 除却 1 移転 1
- ・防災士資格の取得 H30 1 人
- ・市ホームページ訪問者数 H30 386,968 件
- ・地域活動推進交付金を活用したまちづくり協議会の新規自主事業数 H30 6 事業

3 建築住宅

住宅・建築物等の耐震化の促進(建設課)

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、全国平均に比べ遅れており、耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進が必要がある。

公営住宅の耐震化の促進(建設課)

- 市内の公営住宅においては、全て耐震性がある旨、確認がなされている。今後は、施設の長寿命化を推進する。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進(建設課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

市営住宅の老朽化対策の推進(建設課)

- 市営住宅の計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。

空き家対策の推進(政策推進課、まち整備課)

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、県と連携して総合的な空き家対策を推進する必要がある。

家具の転倒防止対策の推進(防災対策課)

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

大規模盛土造成地対策の推進(建設課)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、県と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、県民に情報提供していく必要がある。

庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(政策推進課、財政課)

- 市庁舎等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(政策推進課、財政課)

- 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帶上）内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

(建設課、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課、保健課、商工観光課)

- 不特定多数の者の利用が想定される民間大規模施設について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する必要がある。
- 公民館や青少年教育施設等の社会教育施設は避難所の指定を受けているものも多いが、公立学校施設と比較すると耐震化は進んでいない。未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する必要がある。
- 保育所施設の未耐震化の施設について、助成制度を活用しながら耐震診断を実施とともに、診断結果に基づく適切な対応を促進する必要がある。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。
- 災害発生時に医療救護所となる保健センターは耐震基準を満たしているが、老朽化が進み手狭である。利用者の駐車スペースが数台分しか確保できない。また、災害発生時の停電や断水への対応が難しい状況である。

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進(防災対策課、商工観光課)

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進(財政課)

- 災害時に防災拠点となる庁舎は耐震化を終了しているが、その他の庁舎等の耐震化を一層促進する必要がある。

<現状指標>

- ・住宅の耐震診断戸数累計 H30 205 件
- ・危険空き家等の改善件数 H30 2 件
- ・学校施設の長寿命化 H30 0 校
- ・スポーツ施設の長寿命化 R2 0 施設

4 交通基盤

緊急輸送道路等の整備(建設課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。
- 救急救援活動等に重要な国道 13 号と国道 347 号を結ぶ東西の道路整備を推進する必要がある。

街路・都市施設の整備(建設課、まち整備課、防災対策課)

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する必要がある。

暴風雪時における的確な道路管理の推進(建設課)

- 暴風雪時において、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

道路の防雪施設の整備(建設課)

- 各道路管理者（国、県、市町村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心的に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

道路の除雪体制等の確保(建設課)

- 各道路管理者（国、県、市町村）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

「道の駅」の防災拠点化の推進(防災対策課、政策推進課)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る必要がある。

緊急輸送道路等の確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、避難所までの道路整備、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する必要がある。

孤立集落アクセスルートの確保(建設課)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する必要がある。

高速道路及び地域高規格道路等の整備(建設課、政策推進課)

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進(建設課)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

奥羽・羽越新幹線の整備(政策推進課)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。

鉄道施設の耐震化・防災対策の促進(防災対策課)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、あらかじめ鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

地方航空ネットワークの維持・拡大(政策推進課)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。

路線バス等地域公共交通の確保(市民環境課、建設課)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変に地域公共交通の確保を図る必要がある。

<現状指標>

- ・都市計画道路の整備率 H30 62.1%
- ・消雪ポンプの更新数 H30 31/60箇所
- ・橋りょう長寿命化のための修繕橋りょう数（累計） H30 5橋
- ・道路・橋りょう維持管理上の事故件数 H30 2件

5 県土保全

治水対策の推進(建設課)

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増している。このため、河川改修やダム整備を行うなど、治水効果の早期発現を図る必要がある。

河川管理施設の維持管理(建設課)

- 水門・樋門等の河川管理施設について、県管理施設のうち耐用年数を超過する数が10年後には約7割となることから、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う必要がある。市の施設も同様に更新する必要がある。
- 治水ダムについて、放流ゲート設備などをはじめ経年劣化が著しく、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う必要がある。
- 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。

都市部における内水浸水対策の促進(建設課、水道課)

- 近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大しているため、必要な施設の整備が急務となっている。

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災対策課、建設課)

- 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。
- 土砂災害の危険度が高い、がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯を増やす必要がある。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(総務課、防災対策課、建設課、農林課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

<目標指標>

- ・がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯累計 H30 除却 1 移転 1

6 保健医療、福祉

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災対策課)

- N P O やボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。

医療機関での非常時対応体制の整備(防災対策課、保健課)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。

ドクターへリの活用による救急医療体制の充実(保健課、消防本部)

- 災害発生時を含めた救急医療体制の、ドクターへリの活用による一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保を推進する必要がある。

医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進(防災対策課、福祉課)

- 病院や高齢者福祉施設等で 1 日 3 食を提供する施設については、3 日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導していることから、引き続き周知を図る必要がある。

災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備(防災対策課、福祉課)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、福祉版D M A T にあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築していく必要がある。

防疫対策の推進(防災対策課、保健課)

- 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。

7 ライフライン・情報通信

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災対策課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進(水道課)

- 水道施設の耐震化率は、全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

応急給水体制などの整備(水道課)

- 給水拠点の確保のための応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

孤立危険性のある集落との通信手段及びヘリコプター離着陸可能場所の定期的な確認(防災対策課)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えた非常用通信設備の導通確認や訓練を促進する必要がある。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の定期的な確認を行う必要がある。

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(防災対策課、財政課)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないよう石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両へ供給する燃料を確保する必要がある。

I T 部門における業務継続体制の整備(政策推進課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの I C T – B C P (情報システムの業務継続計画) を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、I C T – B C P の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。
- I C T – B C P の策定率は、全国水準下回っており、本市における I C T – B C P の策定を促進する必要がある。また、市町村の基幹系業務システムにおけるクラウド技術の導入率は、全国平均を上回っているものの、災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する必要がある。

情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(防災対策課)
○ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。
災害時における住民等への情報伝達体制の強化(総務課、防災対策課)
○ 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるB C P（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。
エネルギー供給事業者との連絡(防災対策課)
○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する必要がある。
再生可能エネルギーの導入拡大(市民環境課)
○ 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要がある。また、災害リスクに対応し、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。
下水道に係る業務継続計画（B C P）策定・施設耐震化等の推進(水道課)
○ 下水道に係る業務継続計画（B C P）は策定済みであるが、最新のマニュアル等に準拠して更新する必要がある。災害時に備え、より実効性のある下水道B C Pの策定を促進する必要がある。また、重要な幹線道路に埋設した下水管渠をはじめ、下水道施設の耐震化・耐水化は途上にあることから、引き続き着実に進める必要がある。 さらに、下水道施設のストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める必要がある。
農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(水道課)
○ 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。
合併処理浄化槽への転換促進(水道課)
○ 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市生活排水処理基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

<目標指標>

- ・水道管路の耐震適合率 H30 24.2%
- ・生活排水処理施設普及率 H30 91.1%

8 産業経済

応急給水体制などの整備(水道課)

- 給水拠点の確保のための応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

企業の事業継続計画（B C P）の策定促進(商工観光課、防災対策課)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、あらかじめ事業継続計画（B C P）を策定しておくことが極めて有効であることから、市内企業におけるB C P策定を促進する必要がある。

リスク分散を重視した企業誘致等の推進(商工観光課)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。

エネルギー供給事業者との連絡(防災対策課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する必要がある。

再生可能エネルギーの導入拡大(市民環境課)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。また、災害リスクに対応し、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

風評被害等による地域経済等への甚大な影響(防災対策課)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

9 農林水産

災害時における生鮮食料品の安定供給(商工観光課、農林課)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備等の対策を講じる必要がある。また、災害時においても業務を継続できるような体制の確立を図る必要がある。

食料生産基盤の整備(農林課)
○ 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。
農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進(農林課)
○ 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。
農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(水道課)
○ 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。
農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進(農林課)
○ 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進(農林課)
○ ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。
治山施設等の土砂災害対策の推進(農林課)
○ 山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。
農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林課)
○ 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

10 環境

下水道に係る業務継続計画（B C P）策定・施設耐震化等の推進(水道課)
○ 下水道に係る業務継続計画（B C P）は策定済みであるが、最新のマニュアル等に準拠して更新する必要がある。災害時に備え、より実効性のある下水道B C Pの策定を促進する必要がある。また、重要な幹線道路に埋設した下水管渠をはじめ、下水道施設の耐震化・耐水化は途上にあることから、引き続き着実に進める必要がある。 さらに、下水道施設のストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める必要がある。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(水道課)
○ 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。
合併処理浄化槽への転換促進(水道課)
○ 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市生活排水処理基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。
有害物質の拡散・流出防止対策の推進(市民環境課)
○ 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。
危険物施設の耐震化の促進(消防本部)
○ 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。
有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(消防本部)
○ 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。
災害廃棄物処理計画の策定(市民環境課)
○ 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。

<目標指標>

- ・生活排水処理施設普及率 H30 91.1%

1.1 リスクコミュニケーション

暴風雪時における的確な道路管理の推進(建設課)
○ 暴風雪時において、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

雪下ろし事故を防止するための注意喚起(防災対策課)

- 雪下ろし中の転落事故が多発し、事故による死傷者の6割以上が高齢者となっている。このため、「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発表して事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

自主防災組織の育成強化等(防災対策課)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、引き続き、活動の活性化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

防災教育の充実(防災対策課、学校教育課)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、ホームページなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。
- 防災教育の充実に取り組んでいるが、引き続き、防災教育の充実等を図る必要がある。

防災訓練の充実(消防本部、防災対策課)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続きより多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

災害時の要配慮者支援の促進(福祉課)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する必要がある。

食料等の備蓄(防災対策課)

- 家庭における備蓄については、市民に対して最低3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 自主防災組織における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する必要がある。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災対策課)

- N P Oやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。

建設関係団体との連携強化(防災対策課、建設課)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

復旧・復興を担う人材の育成(建設課、商工観光課)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
- 県内の建設業就業者数のうち、29歳以下の構成比は約11%（H22国勢調査）と、H12国勢調査時の約19%から8ポイント減少しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

<目標指標>

- ・防災士資格の取得 H30 1人

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

目標1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	
1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
住宅・建築物等の耐震化の促進(建設課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。	
公営住宅の耐震化の促進(建設課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 市内の公営住宅については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。	
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進(建設課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。	
市営住宅の老朽化対策の推進(建設課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 市営住宅について計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。	
空き家対策の推進(政策推進課、まち整備課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、県等と連携して総合的な空き家対策を推進する。	
家具の転倒防止対策の推進(防災対策課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。	
緊急輸送道路等の整備(建設課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、雪崩・防雪施設、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。○ 救急救援活動等に重要な国道13号と国道347号を結ぶ東西の道路整備を推進する。	
街路・都市施設の整備(建設課、まち整備課、防災対策課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。	
大規模盛土造成地対策の推進(建設課)	
<ul style="list-style-type: none">○ 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、県と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、市民に対して情報提供を行う。	

避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進(防災対策課、学校教育課)

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の見直しにあたって、必要となる施設や設備整備を行う。
- 避難所の機能強化のため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

<目標指標>

- ・住宅の耐震診断戸数累計 H30 205件 → R6 247件
- ・危険空き家等の改善件数 H30 2件 → R6 35件
- ・都市計画道路の整備率 H30 62.1% → R6 65.1%
- ・学校施設の長寿命化 H30 0校 → R6 2校

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(政策推進課、財政課)

- 市庁舎等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(政策推進課、財政課)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

(建設課、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課、保健課、商工観光課)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。
- 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定保育園等の施設について、耐震化が完了していない私立施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施、公立施設については、計画的な耐震化に取り組む。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。
- 施設については医療救護所等の機能をふまえて施設のあり方について検討する必要がある。

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進(防災対策課、商工観光課)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進(建設課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

大規模盛土造成地対策の推進(建設課)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、県と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、市民に対して情報提供を行う。

<目標指標>

- ・学校施設の長寿命化 H30 0 校 → R6 2 校

1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

洪水ハザードマップの利活用の促進(防災対策課)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードを掲載した防災マップをR1に全戸配布しているが、利活用の周知を図っていく。

避難指示等の具体的な発令基準の策定(防災対策課)

- 洪水時の市民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、対象河川すべてに係る避難指示等の具体的な発令基準について、国の指針に合わせ見直しを適時行う。

タイムラインの運用(防災対策課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

治水対策の推進(建設課)

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、県と連携し重点整備区間を設定し河川改修等を行うなど、治水効果の早期発現を図る。

河川管理施設の維持管理(建設課)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 治水ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするために、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

都市部における内水浸水対策の促進(建設課、水道課)
○ いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、必要な施設整備等を促進する。
消防団員の確保(消防本部)
○ 社会構造の変化、人口減少により消防団員の確保が困難になっている。このため、分団内の部・班を統廃合し、消防団の組織再編を検討しながら機動力の維持を図る。
○ 入退団の状況を注視しながら、今後は災害時に限定した機能別団員を含めて消防団員を確保していく。
通信指令施設の維持管理(消防本部)
○ 計画的な通信指令施設の整備や、適切な維持管理を行う。
○ 非常時、緊急時の通信確保については、様々な代替手段も含めて検討を行い、平常時から備える。

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
土砂災害に対する警戒避難体制の整備(防災対策課、建設課)
○ 土砂災害ハザードを掲載した防災マップを R1 に全戸配布しているが、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備に対する整備を強化する。
○ 土砂災害の危険度が高い、がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯を増やし、危険住宅の解消を促進する。
土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定(防災対策課)
○ 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難指示等の発令基準について、国の指針に合わせ見直しを適時行う。

<目標指標>
・がけ地等近接等危険住宅の移転・除却世帯累計 H30 除却 1 移転 1 → R6 除却 4 移転 3

1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
暴風雪時における的確な道路管理の推進(建設課)
○ 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。
道路の防雪施設の整備(建設課)
○ 各道路管理者（国、県、市町村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

道路の除雪体制等の確保(建設課)

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を行う

雪下ろし事故を防止するための注意喚起(防災対策課)

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

豪雪災害時の災害救助法の適用(防災対策課)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

<目標指標>

- ・消雪ポンプの更新数 H30 31/60箇所 → R6 49/60箇所

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

災害時における住民への情報伝達の強化(総務課、防災対策課)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線は整備済みだが、難聴地域等の調査を進め解消に努める。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(防災対策課)

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を行う。

自主防災組織の育成強化等(防災対策課、消防本部)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について活動を支援する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

防災教育の充実(防災対策課、学校教育課)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、市報や防災マップ、ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発について、引き続き啓発内容の充実等を図る。
- 防災教育指導者研修会を開催するほか、民間団体等における防災教育の取組みを周知するなど、防災教育の充実を図る。

防災訓練の充実(消防本部、防災対策課)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続きより多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

災害時の要配慮者支援の促進(福祉課)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する。

通信指令施設の維持管理(消防本部)

- 計画的な通信指令施設の整備や、適切な維持管理を行う。
- 非常時、緊急時の通信確保については、様々な代替手段も含めて検討を行い、平常時から備える。

<目標指標>

- ・防災士資格の取得 H30 1人 →R6 10人

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

食料等の備蓄(防災対策課)

- 家庭における備蓄については、最低3日分の食料と飲料水の備蓄を働きかけている。引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 自主防災組織の備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(防災対策課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

「道の駅」の防災拠点化の推進(防災対策課、政策推進課)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る。

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進(水道課)

- 水道施設の耐震化率は全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

応急給水体制などの整備(水道課)

- 給水拠点の確保のための応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

緊急輸送道路等の確保(建設課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、避難所までの道路整備、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(防災対策課)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

<目標指標>

- ・水道管路の耐震適合率 H30 24.2% → R6 27.4%

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

孤立危険性のある集落との通信手段及びヘリコプター離着陸可能場所の定期的な確認(防災対策課)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えた、非常用通信設備の導通確認や訓練を定期的に行う。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の定期的な確認を行う。

孤立集落アクセスルートの確保(建設課)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

自衛隊と警察との連携強化(防災対策課)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(消防本部)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設は、より一層の耐震化及び耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設は計画的に更新する。
- 災害時の活動拠点となるほか、年を通して使用できるドクターヘリ等のヘリポートを併設した消防庁舎整備の促進を図る。

大規模災害時の消防力の確保(消防本部)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下防止(消防本部)

- 他県で発生する大規模災害時に村山市消防本部の部隊を派遣することになった場合でも、市内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、広域応援協定等に基づいた訓練の実施や関係機関（自衛隊・警察等）との連携体制等の構築等により、消防力の確保を図る。

自主防災組織の育成強化等(防災対策課、消防本部)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について活動を支援する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(防災対策課、財政課)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両への燃料供給の確保を図る。

医療機関での非常時対応体制の整備(防災対策課、保健課)

- 災害発生時における医療施設での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

ドクターへリの活用による救急医療体制の充実(保健課、消防本部)

- 災害時発生時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保を推進する。

医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進(防災対策課、福祉課)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備(防災対策課、福祉課)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、福祉版D M A Tにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

緊急輸送道路等の確保(建設課)

- 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。
- 救急救援活動等に重要な国道13号と国道347号を結ぶ東西の道路整備を推進する。

<目標指標>

- ・橋りょう長寿命化のための修繕橋りょう数（累計） H30 5橋 →R6 13橋

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫対策の推進(防災対策課、保健課)

- 平時から、災害発生時における速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

庁舎等の維持管理等の推進(財政課、政策推進課)

- 庁舎等の不特定多数が集まる施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

業務継続に必要な体制の整備(防災対策課)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に村山市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「村山市業務継続計画」を早期に策定し検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

I T部門における業務継続体制の整備(政策推進課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの I C T – B C P（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、I C T – B C P の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- I C T – B C P の策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。

災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進(財政課)

- 災害時に防災拠点となる庁舎は耐震化を終了しているが、その他の庁舎等の耐震化を一層促進する。

緊急車両に供給する燃料の確保(防災対策課)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両への燃料供給の確保を図る。

目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(防災対策課)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

通信指令施設の電力喪失対策(消防本部)

- 電力供給の停止に及び 119 番回線の確保に備え、電話事業者による非常用電源設備整備の促進を図る。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

災害情報伝達手段の確保(総務課、防災対策課)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS 等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(総務課、防災対策課)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

自主防災組織の育成強化等(防災対策課、消防本部)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について活動を支援する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

<目標指標>

- ・市ホームページ訪問者数 H30 386,968 件 → R6 446,968 件

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

企業の事業継続計画（B C P）の策定促進(商工観光課、防災対策課)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業におけるB C P策定を促進する。

リスク分散を重視した企業誘致等の推進(商工観光課)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

エネルギー供給事業者との連絡強化(防災対策課、財政課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制を確認し、事業者との連絡体制を強化する。

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

高速道路及び地域高規格道路等の整備(建設課、政策推進課)

- 大規模災害時に市内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、市内外を結ぶ高速道路や国道、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進(建設課)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

奥羽・羽越新幹線の整備(政策推進課)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

鉄道施設の耐震化・防災対策の促進(防災対策課)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、求め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

地方航空ネットワークの維持・拡大(政策推進課)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。

<目標指標>

- ・道路・橋りょう維持管理上の事故件数 H30 2件 → R6 0件

5-4) 食料等の安定供給の停滞

災害時における生鮮食料品の安定供給(商工観光課、農林課)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備を行う。また、災害時においても業務継続できる体制の確立を図る。

食料生産基盤の整備(農林課)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

エネルギー供給事業者との連絡強化(防災対策課、財政課)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する。

再生可能エネルギーの導入拡大(市民環境課)

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、災害リスクに対応した、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進(水道課)

- 水道施設の耐震化率は全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進(農林課)

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

応急給水体制などの整備(水道課)

- 給水拠点の確保のための応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

<目標指標>

- ・水道管路の耐震適合率 H30 24.2% → R6 27.4%

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道に係る業務継続計画（B C P）策定・施設耐震化等の推進(水道課)

- より実効性のある下水道B C P及び下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進し、下水道施設の耐震化・耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(水道課)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

合併処理浄化槽への転換促進(水道課)

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市生活排水処理基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

<目標指標>

- ・生活排水処理施設普及率 H30 91.1% → R7 91.6%

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

路線バス等地域公共交通の確保(市民環境課、建設課)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進(農林課)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進(建設課)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進(農林課)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

治山施設等の土砂災害対策の推進(農林課)

- 山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(総務課、防災対策課、建設課、農林課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策の推進(市民環境課)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

危険物施設の耐震化の促進(消防本部)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

N B C災害対策用資機材の充実(消防本部)

- N B C災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるN B C災害対策用資機材の充実を図る。

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(消防本部)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林課)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

治山施設等の土砂災害対策の推進(農林課)

- 山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

7-4) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

風評被害等による地域経済等への甚大な影響(防災対策課)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する渦状反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画の策定(市民環境課)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

建設関係団体との連携強化(防災対策課、建設課)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

復旧・復興を担う人材の育成(建設課、商工観光課)

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの維持(政策推進課)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、地域と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

被災者生活再建支援制度の拡充(防災対策課)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

<目標指標>

- ・地域活動推進交付金を活用したまちづくり協議会の新規自主事業数
H30 6事業 → R6 6事業

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

高速道路及び地域高規格道路等の整備(建設課)

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。

奥羽・羽越新幹線の整備(政策推進課)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

地方航空ネットワークの維持・拡大(政策推進課)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。

緊急輸送道路等の確保(建設課)

- 被災時において、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。

【別表3】個別事業一覧

個別事業名	担当課	備 考
1 行政機能（消防含む）		
消防署車両整備事業	消防本部	
救急救命士養成	消防本部	
消防水利整備事業	消防本部	
消防団車両整備事業	消防本部	
消防団装備資機材整備事業	消防本部	
庁舎等改修事業 ほか	政策推進課、財政課	
被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進	政策推進課、財政課	
通信指令台管理事業	消防本部	
防災行政無線整備事業	防災対策課	
災害時応援協定	防災対策課	
災害物資・食糧等の備蓄事業	防災対策課	
消防庁舎新築整備事業	消防本部	
ドクターへリのランデブーポイントの確保・維持	保健課、消防本部	
災害時について医療機能麻痺の回避	保健課	
福祉避難所の指定	福祉課	
保健・防疫対策の推進	保健課	
消防救急デジタル無線管理事業	消防本部	
地域公共交通事業	市民環境課	
固定資産情報管理システム(統合型 GIS)整備事業	税務課	
2 危機管理		
罹災証明書の発行	防災対策課	
都市構造再編集中支援事業（楯岡まちなか再生整備事業）	まち整備課、政策推進課	
被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進	政策推進課、財政課	
防災行政無線整備事業	防災対策課	
災害時応援協定	防災対策課	
災害物資・食糧等の備蓄事業	防災対策課	

個別事業名	担当課	備 考
新「道の駅」整備事業	防災対策課、政策推進課、まち整備課	
ドクターへリのランデブーポイントの確保・維持	保健課、消防本部	
災害について医療機能麻痺の回避	保健課	
保健・防疫対策の推進	保健課	
放射性物質検査	市民環境課	
農業施設災害復旧事業	農林課	
林業施設災害復旧事業	農林課	
農道等補修事業	農林課	
林道維持管理事業	農林課	
農村地域防災減災事業	農林課	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農林課	
鳥獣被害対策事業	農林課	
森林病害虫等防除対策事業	農林課	
食の安全を守る事業	農林課	
災害廃棄物処理計画策定事業	市民環境課	
自主防災組織支援事業	防災対策課	
地域活動推進交付金事業	政策推進課	
3 建築住宅		
村山市木造住宅耐震診断士派遣事業	建設課	
スポーツ施設の耐震化・維持管理・設備整備の促進	生涯学習課	
村山市木造住宅耐震改修工事費補助金	建設課	
村山市危険アロック扉等撤去支援事業補助金	建設課	
村山市がけ地近接等危険住宅移転促進事業	建設課	
村山市住宅リフォーム支援事業費補助金	建設課	
子育て応援定住促進事業補助金	建設課	
空き家再生等推進事業	まち整備課	
空き家対策総合支援事業	まち整備課	
公営住宅長寿命化事業	建設課	
公営住宅長寿命化計画の改定	建設課	
罹災証明書の発行	防災対策課	

個別事業名	担当課	備 考
クアハウス暮点長寿命化改修事業	商工観光課	
公園等管理事業	まち整備課	
公園施設補修事業	まち整備課	
公園施設長寿命化対策事業	まち整備課	
小学校校舎等整備事業	学校教育課	
中学校校舎等整備事業	学校教育課	
小・中学校冷房設備整備事業	学校教育課	
西郷小学校長寿命化改修事業	学校教育課	
富並小学校長寿命化改修事業	学校教育課	
楯岡中学校長寿命化改修事業	学校教育課	
庁舎等改修事業 ほか	政策推進課、財政課	
被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進	政策推進課、財政課	
4 交通基盤		
都市構造再編集中支援事業	まち整備課	
市道大槻バイパス線道路整備事業	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間 R3～5（第1工区） ・全体事業費 (～R10) 410 百万円
市道稻下久保田線道路改良事業	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間 R3～5 ・全体事業費 125 百万円
市道楯岡長瀬線道路整備事業（環状交差点）	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間 R4～6 ・全体事業費 257 百万円
都市構造再編集中支援事業 (楯岡まちなか再生整備事業)	まち整備課、政策推進課	
屋内多目的運動場整備事業	建設課、政策推進課	
市道除雪事業	建設課	
新「道の駅」整備事業	防災対策課、政策推進課、まち整備課	
東北中央自動車道整備に伴う負担金	建設課、政策推進課	
山形空港利用拡大推進協議会負担金	政策推進課	
道路新設改良事業（市道駅西中央線道路改良事業）※ 令和2年度完了	政策推進課	
橋梁長寿命化事業	建設課	

個別事業名	担当課	備 考
市道浮沼名取線道路改良事業	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間 R6～7 ・全体事業費 100 百万円
緊急自然災害防止対策	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間 R3～7 ・全体事業費 224 百万円
5 國土保全		
大旦川内水対策事業	建設課	
急傾斜地崩壊対策事業	建設課	
中山間地域等直接支払交付金	農林課	
多面的機能支払交付金事業	農林課	
環境保全型農業直接支援対策事業	農林課	
人・農地プラン（地域農業マスタートップラン）	農林課	
市単独土地改良事業	農林課	
地籍事業	農林課	
環境林整備管理事業	農林課	
林道維持管理事業	農林課	
森林経営管理推進事業	農林課	
農村地域防災減災事業	農林課	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農林課	
固定資産情報管理システム(統合型 GIS)整備事業	税務課	
6 保健医療・福祉		
除雪ボランティア派遣事業	福祉課	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業	福祉課	
障がい福祉施設整備費補助事業	福祉課	
災害時要援護者避難支援事業	福祉課	
緊急通報システム整備事業	福祉課	
ドクターへりのランデブーポイントの確保・維持	保健課、消防本部	
災害について医療機能麻痺の回避	保健課	
福祉避難所の指定	福祉課	
保健・防疫対策の推進	保健課	
いきいきネットワーク推進事業	福祉課	
農観連携「アグリランドむらやま」事業	農林課	

個別事業名	担当課	備 考
7 ライフライン・情報通信		
老朽水道管更新事業	水道課	
水道電気計装設備整備事業	水道課	
水道施設老朽化緊急対策事業	水道課	
重要給水施設耐震化整備事業	水道課	
ドクターへりのランデブーポイントの確保・維持	保健課、消防本部	
災害について医療機能麻痺の回避	保健課	
保健・防疫対策の推進	保健課	
防犯街路灯設置事業	市民環境課	
公共下水道事業	水道課	
下水道ストックマネジメント事業	水道課	
農業集落排水施設機能強化事業	水道課	
合併処理浄化槽設置整備事業	水道課	
地域公共交通事業	市民環境課	
8 産業経済		
基点リバーサイド地区交流促進施設活動推進事業	農林課	
水産振興事業	農林課	
重点作物推進事業	農林課	
農商工連携・農業6次産業化総合支援事業	農林課	
6次産業化推進協議会事業	農林課	
農観連携「アグリランドむらやま」事業	農林課	
地産地消推進事業	農林課	
6次産業化人材育成事業	農林課	
むらやま産直推進事業	農林課	
天然ジュンサイ再生事業	農林課	
畜産振興事業	農林課	
園芸振興事業	農林課	
グリーンツーリズム・関係人口創出事業	農林課	
林道整備事業	農林課	

個別事業名	担当課	備 考
9 農林水産		
中山間地域等直接支払交付金	農林課	
農山漁村活性化整備対策事業	農林課	
多面的機能支払交付金事業	農林課	
環境保全型農業直接支援対策事業	農林課	
碁点リバーサイド地区交流促進施設活動推進事業	農林課	
水田農業経営確立対策事業	農林課	
米需給調整推進事業	農林課	
水産振興事業	農林課	
農道等除雪事業	農林課	
雪室施設維持管理事業	農林課	
重点作物推進事業	農林課	
研修生等受入体制整備事業	農林課	
農観連携「アグリランドむらやま」事業	農林課	
地産地消推進事業	農林課	
むらやま産直推進事業	農林課	
雪室施設利活用促進事業	農林課	
畜産振興事業	農林課	
園芸振興事業	農林課	
グリーンツーリズム・関係人口創出事業	農林課	
農業集落排水施設機能強化事業	水道課	
人・農地プラン（地域農業マスタープラン）	農林課	
担い手創造推進事業	農林課	
市単独土地改良事業	農林課	
林道整備事業	農林課	
農道等補修事業	農林課	
環境林整備管理事業	農林課	
林業振興事業	農林課	
林道維持管理事業	農林課	
森林経営管理推進事業	農林課	
農村地域防災減災事業	農林課	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農林課	

個別事業名	担当課	備 考
10 環境		
環境保全型農業直接支援対策事業	農林課	
天然ジュンサイ再生事業	農林課	
公共下水道事業	水道課	
下水道ストックマネジメント事業	水道課	
農業集落排水施設機能強化事業	水道課	
合併処理浄化槽設置整備事業	水道課	
放射性物質検査	市民環境課	
環境林整備管理事業	農林課	
森林経営管理推進事業	農林課	
食の安全を守る事業	農林課	
災害廃棄物処理計画策定事業	市民環境課	
農業用使用済プラスチック処理事業	農林課	
11 リスクコミュニケーション		
都市構造再編集中支援事業	建設課	
除雪ボランティア派遣事業	福祉課	
災害時要援護者避難支援事業	福祉課	
緊急通報システム整備事業	福祉課	
防犯街路灯電気料補助事業	市民環境課	
人・農地プラン（地域農業マスタープラン）	農林課	
みどり環境交付金事業	農林課	
地域活動推進交付金事業	政策推進課	

村山市国土強靭化計画

令和3年 3月 策定

令和5年 6月 改定

〒995-8666

山形県村山市中央一丁目3番6号
村山市防災対策課 防災危機管理係

TEL0237-55-2111